

## 自然災害にあわれたかたの相談窓口のご案内

市では自然被害にあわれたかたに、様々な支援の相談窓口をご案内しております。制度の対象となるかはそれぞれのケースによりますので、各窓口にお問い合わせください。

| 分類    | 制度等               | 内容                                                                                     | 風水害 | 地震 | 対象                          | 問合せ先                   |
|-------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|-----------------------------|------------------------|
| 一般    | 「罹災証明書」の発行        | 家屋などが火災以外の被害を受け、「罹災証明書」が必要となった場合。「罹災証明願い」を提出後、職員が調査に伺います。<br>※火災の場合の「り災証明」発行は消防署が行います。 | ○   | ○  | 対象については防災課までお問い合わせください。     | 防災課<br>TEL 60-1821     |
|       | 「被災証明書」の発行        | 家屋以外の家財、塀・門などの工作物が火災以外の被害を受け、「被災証明書」が必要となった場合。                                         | ○   | ○  | 対象については防災課までお問い合わせください。     | 防災課<br>TEL 60-1821     |
|       | 消毒                | 浸水した家屋の消毒を希望される場合。                                                                     | ○   | △  | 対象については防災課までお問い合わせください。     | 防災課<br>TEL 60-1821     |
|       | ごみの処分             | 災害等で使用不能となった家財等は、「災害ごみ」として回収できる場合があります。                                                | ○   | ○  | 対象についてはごみ総合対策課までお問い合わせください。 | ごみ総合対策課<br>TEL 60-1802 |
| 支援金関連 | 災害見舞金の支給          | 被害の程度により、被災した世帯のかたに対して災害見舞金を支給できる場合があります。                                              | ○   | ○  | 対象については防災課までお問い合わせください。     | 防災課<br>TEL 60-1821     |
|       | 災害弔慰金の支給          | 被害の程度により、被災した世帯のかたに対して災害弔慰金を支給できる場合があります。                                              | ○   | ○  | 対象については防災課までお問い合わせください。     | 防災課<br>TEL 60-1821     |
|       | 災害援護資金の貸付         | 被害を受けた世帯の市民である世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う場合があります。                                              | ○   | ○  | 対象については防災課までお問い合わせください。     | 防災課<br>TEL 60-1821     |
|       | 中小規模事業者事業資金融資あっせん | 市内中小規模事業者又は中小規模事業を営む市民のかたに対して事業経営に必要な資金の融資をあっせんし、利子と東京信用保証協会の保証料の一部を補助しています。           | ○   | ○  | 中小規模事業者                     | 産業振興課<br>TEL 60-1832   |
|       | セーフティネット保証認定      | 国が指定した災害の影響を受けて売上が減少した市内中小企業者に対し、東京信用保証協会の特別枠の保証を受けるための認定書を発行します。                      | ○   | △  | 中小企業者                       | 産業振興課<br>TEL 60-1832   |

| 分類                     | 制度等                                          | 内容                                                                               | 風水害 | 地震                         | 対象                                                       | 問合せ先                                             |
|------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 支援金関連                  | 災害復興住宅融資                                     | 指定された災害の被害を受けた場合、住宅の建設、購入、補修等に必要な資金の融資を受けられる場合があります。                             | ○   | ○                          | 対象については住宅金融支援機構までお問い合わせください。                             | 住宅金融支援機構<br>TEL 0120-086-353<br>TEL 048-615-0420 |
| 税・料金の<br>減免関連          | 市民税・都民税の減免                                   | 住宅または家財に被害を受けたかたに対し、被害の程度により市民税・都民税の減免が受けられる場合があります。                             | ○   | ○                          | ・前年中の合計所得金額≤1,000万円                                      | 市民税課<br>TEL 60-1823                              |
|                        | 固定資産税（償却資産含む）・都市計画税の減免                       | 土地、家屋及び償却資産に被害を受けたかたに対し、被害の程度により固定資産税（土地、家屋及び償却資産）・都市計画税（土地・家屋）の減免が受けられる場合があります。 | ○   | ○                          | 対象については資産税課までお問い合わせください。                                 | 資産税課<br>TEL 60-1825                              |
|                        | 国民健康保険税の減免                                   | 住宅または家財に被害を受けたかたに対し、被害の程度により国民健康保険税の減免が受けられる場合があります。                             | ○   | ○                          | ・死亡したまたは障害者となったかた<br>・前年中の合計所得金額1,000万円以下かつ家財等30%以上損害のかた | 保険年金課<br>TEL 60-1835                             |
|                        | 後期高齢者医療保険料の減免                                | 住宅または家財に被害を受けたかたに対し、被害の程度により東京都後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療保険料の減免が受けられる場合があります。          | ○   | ○                          | 対象については保険年金課後期高齢者医療係までお問い合わせください。                        | 保険年金課<br>後期高齢者医療係<br>TEL 60-1913                 |
|                        | 国民年金保険料の免除                                   | 被保険者（任意加入者を除く）またはその世帯員が、所有する住宅または家財に著しい損害を受け、保険料を納付することが困難な場合は、納付が免除となる場合があります。  | ○   | ○                          | 対象については保険年金課国民年金担当までお問い合わせください。                          | 保険年金課<br>国民年金担当<br>TEL 60-1837                   |
|                        | 介護保険料・利用者負担額の減免                              | 住宅、家財等の財産について、著しい被害を受けたかたに対し、被害の程度により保険料や利用者負担額の減免が受けられる場合があります。                 | ○   | ○                          | 対象については高齢者支援課までお問い合わせください。                               | 高齢者支援課<br>介護保険係<br>資格保険料担当<br>TEL 60-1845        |
|                        | 福祉サービス利用料の減免                                 | 被害を受けたかたに対し、被害の程度により福祉サービスの利用料の減免が受けられる場合があります。                                  | ○   | ○                          | 対象については高齢者支援課までお問い合わせください。                               | 高齢者支援課<br>相談支援係<br>TEL 60-1846                   |
| 老人福祉法に基づく措置費用の自己負担額の免除 | 被措置者が被害を受けた場合、被害の程度により自己負担額の免除を受けられる場合があります。 | ○                                                                                | ○   | 対象については高齢者支援課までお問い合わせください。 | 高齢者支援課<br>相談支援係<br>TEL 60-1846                           |                                                  |

| 分類            | 制度等                         | 内容                                                                       | 風水害 | 地震 | 対象                             | 問合せ先                                                                                   |
|---------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----|----|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 税・料金の<br>減免関連 | 障害福祉サービス・障害児通所サービスの利用者負担の減免 | 障害福祉サービスまたは障害児通所サービスを受給中のかたは、利用者負担が減免になる場合があります。                         | ○   | ○  | 床上浸水                           | 障害者福祉課<br>TEL 60-1847                                                                  |
|               | 保育料の減免                      | 被害を受けたかたは、保育料の減免が受けられる場合があります。                                           | ○   | ○  | 対象については子ども育成課までお問い合わせください。     | 子ども育成課<br>TEL 60-1854                                                                  |
|               | 所得税の減免                      | 被害を受けたかたに対し、被害の程度により所得税の減免が受けられる場合があります。                                 | ○   | ○  | 対象については武蔵野税務署までお問い合わせください。     | 武蔵野税務署<br>TEL 53-1311                                                                  |
| 手当等           | 児童手当・児童育成手当などの申請等           | 住宅・家財等に著しい損害を受けた場合、認定請求期間の延長等の措置が受けられる場合があります。                           | ○   | ○  | 対象については、子ども子育て支援課までお問い合わせください。 | 子ども子育て支援課<br>TEL 60-1963                                                               |
|               | 市立小・中学校の被災児童生徒への教科書再給与      | 被災により、教科書を紛失または使用不能な汚損を受けた場合、申請により再度無償給与します。（災害救助法が適用された場合、東京都から再給与されます） | ○   | ○  | 市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者（希望者）      | 指導課<br>TEL 60-1897                                                                     |
|               | 国公立小・中学校の被災児童生徒への就学援助費の支給   | 被災（震災・台風・豪雨等）により、就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学にかかる費用（給食費・学用品費等）を支給します。            | ○   | ○  | 対象については、教育支援課までお問い合わせください。     | 教育支援課<br>TEL 60-1900                                                                   |
| その他           | 住宅の補修                       | 被害を受けた住宅の補修に対応できる事業者を紹介しています。                                            | ○   | ○  |                                | 住まいの再建事業者検索サイト<br>URL: <a href="https://sumai-saiken.jp/">https://sumai-saiken.jp/</a> |